

## 嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する意見書

去る5月20日、嘉手納基地周辺自治体への事前通告もなされないまま、普天間飛行場から飛来した海兵隊のCH46中型輸送ヘリから、嘉手納基地所属の第31救難中隊と第320特殊戦術中隊によるパラシュート降下訓練が実施された。

嘉手納基地周辺は、住宅、病院、学校等、各種公共施設が隣接し、南北を結ぶ交通量の多い主要幹線道路や生活道路が縦横に走る生活の場である。一步間違えば、重大な事故を誘発することも予測されるこのような訓練が突然実施され、生活の場が脅かされたことに憤りを覚える。

沖縄市議会は、これまでも嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に抗議してきたにもかかわらず、米軍側は同訓練の実施について、「伊江島補助飛行場での訓練は、天候不順で部隊員の資格に必要な訓練回数がこなせない」として「例外的措置」を理由に実施してきた。

今回のパラシュート降下訓練が、伊江島における天候を理由とせず、救難任務の能力訓練を確保するための「例外的措置」であり、また嘉手納基地は日本政府に了承された降下地帯であるとして、事前通告もないまま、当然のごとく実施されたことは、基地周辺住民を軽視するもので、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

### 記

1. 日米両政府は、県民の平穏な生活の保障と安全性の確保を最優先すること。
2. 嘉手納基地における訓練計画とその実施状況をすべて公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月9日

沖縄市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 防衛大臣

外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長